

【陳情第30号】 公文書としての最低条件を満たす文書を情報公開することを求める陳情

◆ 市政情報公開請求の経過

市政情報公開請求

請求日: 令和2年4月27日付け

請求件名: 調布市都市整備部街づくり事業課等の職員4名が2020年3月13日午後
に谷戸橋傍らの野川の気泡が噴出する水面上部の酸素濃度等を測定した
値を含む行動の記録

担当部課: 都市整備部街づくり事業課

市政情報公開決定

決定日: 令和2年5月11日

市政情報の件名: 谷戸橋付近の野川で発生した気泡確認資料

◆ 調布市情報公開条例等の規定

◎ 調布市情報公開条例

(市政情報)

第2条 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されている情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

○ 調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則

(電磁的記録の公開方法)

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録

その他の市政情報の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオテープ 視聴
- (2) 録音テープ 視聴
- (3) 光ディスクその他の電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物として出力したもの(以下「印刷市政情報」という。)の閲覧若しくは写しの交付又は実施機関が保有する光ディスクに複写したもの(以下「複写市政情報」という。)の交付